

## 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム（第1回）

### 議事録

日時：令和2年11月12日（木）15：00～16：40

場所：A P日本橋 会議室C（WEB会議）

#### ○環境省（東）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより「第1回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、どうもありがとうございます。事務局を務めます環境省動物愛護管理室の東と申します。どうぞよろしくお願いたします。

開会に当たりまして、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長の郷、及び、環境省自然環境局総務課長の奥山より、それぞれ御挨拶を申し上げます。それでは、まず、郷課長よりしくお願いたします。

#### ○農林水産省（郷）

農林水産省畜水産安全管理課長の郷でございます。愛玩動物看護師カリキュラム等検討会の第1回ワーキングチームの開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は御多用中のところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。愛玩動物看護師法の施行に必要な事項につきましては、本年の8月に愛玩動物看護師カリキュラム等検討会を設置し、これまで3回の検討会を実施してきたところです。

本ワーキングチームでは、これまで3回行ってきた中で、前回第3回で取りまとめられた「愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえまして、大学及び養成所において、履修すべき科目など、専門的なお立場から御検討いただきます。

獣医療、動物の看護、愛護及び適正飼養といった幅広い分野で愛玩動物看護師が活躍することが期待されております。

そのような中、構成員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただきまして、充実した検討会となるよう、よろしくお願いたします。

以上、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

#### ○環境省（奥山）

環境省自然環境局の総務課長、奥山でございます。本日はよろしくお願いたします。私の方からも簡単に一言御挨拶申し上げます。

先ほど、農水省の方からお話がありました通り、これまで3回カリキュラム等検討会を開催いたしまして、「基本的な考え方」を取りまとめていただきました。このワーキングチームでは、その下で、まさに実務的な議論をしていただきます。

環境省の所掌の部分である愛護と適正飼養の分野は、まだ公の場で体系的な議論が行われたことがない分野でございます。そういう意味で、新しいものを作り上げていくワーキングチームになるのだと思っております。

ペット関連産業分野はいろいろなところに広がりを見せておりますし、そういったものが健全な形で広がっていくために、愛玩動物看護師の皆さんが、指導的と言いますか、主体的に中心的な役割を担っていただくことが必要になりますし、まさに、そのような形で取り組んでいただくことで、この資格がより社会的価値の高い資格になっていくのだと思っております。そういった観点から、委員の皆様にはよろしく御忌憚のない御意見をいただければと思っております。

本日は、よろしくお願いいたします。簡単な挨拶ではございますが、以上でございます。

#### ○環境省（東）

続きまして、ワーキングチームの構成員の方を御紹介させていただきます。この場では、事務局より、お名前と御所属の紹介をさせていただきます。五十音順で御紹介させていただきます。

大阪ペピイ動物看護専門学校副校長、青木理子委員です。

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授、石岡克己委員です。

公益社団法人日本愛玩動物協会会長、東海林克彦委員です。

国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究員教授、滝口満喜委員です。本日はオンラインでの参加になります。

国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授、西村亮平委員です。

ヤマザキ動物看護専門職短期大学動物トータルケア学科教授、本田三緒子委員です。

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授、水越美奈委員です。

続きまして、事務局を紹介いたします。

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、郷達也課長でございます。

同じく、浦邊織奈課長補佐でございます。

同じく、中元哲也課長補佐でございます。

同じく、朝倉麗専門官でございます。

続けて、環境省自然環境局総務課、奥山祐矢課長でございます。

動物愛護管理室、長田啓室長でございます。

自然環境局総務課、小高大輔課長補佐でございます。

私は、動物愛護管理室の東でございます。よろしくお願いいたします。

次に、愛玩動物看護師法の試験事務を行う指定試験機関でもある一般財団法人動物看護師統一認定機構の皆様でございます。

最後に、環境省側事務局の受託者であります株式会社オーエムシーの皆様でございます。御紹介は以上でございます。

コロナウイルスの注意喚起をさせていただきます。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点を中心にお願ひ事項が幾つかございます。マスクの着用をお願いいたします。ソーシャルディスタンスの確保のため、席の間を離れた配置としていますが、携帯電話の使用や会話はお控えください。検討会終了後、3つの密の状態が発生しないよう、会場からは速やかな退席をお願いします。

また、一般的なお願ひ事項として、本日の検討会は、写真撮影は会議の冒頭のみとなります。議事の進行の妨げとなりますため、会議中の写真撮影はお控えください。あわせて、携帯電話の電源もお切りくださいますよう、御協力をお願いいたします。

次に、傍聴についてですが、本日は、密状態を避けるために会場での傍聴人数は制限させていただいております。代わりに、本日の会議の様子については、愛玩動物看護師 YouTube チャンネルのサブチャンネルで、ただいまライブ配信を行っております。従いまして、ライブ配信の傍聴者に分かりやすいように、各構成員の皆様におかれましては、御質問や御意見を述べる際は、大変お手数ではありますが、御所属とお名前を都度おっしゃっていただくよう、お願いいたします。

次に、お手元の配付資料一覧に沿って資料の確認を行います。なお、オンラインで参加の構成員の皆様には事前に事務局から電子媒体を送付させていただいております。また、ライブ配信の傍聴者の皆様におかれましては、環境省の報道発表資料に掲載のリンク先から、本日の会議資料掲載ページに飛ぶことが可能です。

では、簡単に資料の確認をさせていただきます。お手元の資料一式の1ページ目に、まず議事次第と書いてございますが、その裏面に配付資料一覧がございます。資料1としましては、ワーキングチームに関する開催要綱や、検討会で定められた検討の進め方の資料となっております。資料2につきましては、2-1「愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」、2-2「大学・養成所の履修科目等の検討方針について」、2-3「検討会報告書案のイメージ」に関する資料でございます。資料3は、「外国の関連学校卒業生等の受験資格認定」の資料でございます。その後ろに、参考資料1から8までございます。

また、机上配付資料といたしまして、当ワーキングチームの東海林構成員から御提供いただきました愛玩動物飼養管理士の教本とスクーリング資料、そして、一般社団法人全国動物教育協会から御提供いただきました認定動物看護師分野実習ガイドラインがございます。こちらにつきましては、資料と同様にお持ち帰りいただいて問題ございません。

また、お手元に第1回から第3回検討会までの資料及び議事録を綴じたファイルを配付させていただいております。こちらは、会議終了後、お持ち帰りはせずに置いていただければと思います。

それでは、この後の議事進行につきましては、ワーキングチーム座長をお願いしたいと存じます。ワーキングチーム座長は、ワーキングチーム開催要綱に基づき、検討会座長の西村委員が務めることとされております。それでは、西村座長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村座長

皆様、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
それでは、本日の議事に移ります。

### 議事（１）愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチームについて

○西村座長

最初に、議事（１）愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチームについてです。  
（１）について、事務局より御説明させていただきます。それでは、事務局お願いいたします。

○農林水産省（中元）

農林水産省の中元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明申し上げます。検討会にも所属する構成員の方々につきましては、説明が重複となる部分もございますが、御理解いただければ幸いです。

まず、資料１－１を御覧ください。タイトルが「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催要綱・構成員名簿」となっております。本資料は、第３回の本検討会で御報告申し上げたものとなり、ポイントだけ御説明いたします。

まず、開催要綱の趣旨といたしまして、愛玩動物看護師の養成に必要な科目等を決定するに当たり、本検討会で整理をいたしました「愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえて、専門的な議論を行う場として、ワーキングチームを設置しております。

２．検討事項といたしまして、４つございます。１つ目が、大学及び養成所において履修すべき科目、２つ目が、受験資格の特例、具体的に申し上げますと、特例年措置の対象となる範囲、講習会の内容等でございます。３つ目が、国家試験及び予備試験で、その出題範囲、出題方式、出題数等になります。最後に、その他法の施行に関し必要な事項と規定されております。

３．構成等につきましては、（１）にあります通り、学識経験者等でワーキングチームは構成され、メンバーは別添の通りでございますが、ワーキングチームの構成員につきましては、先ほど御紹介がありましたので、ここでは割愛させていただきます。（２）につきましては、これも既に御説明の通り、ワーキングチームの座長は検討会の座長でいらっしゃいます西村委員が務めるものとされております。そして、ワーキングチームの座長は、ワーキングチームの議事運営に当たるとされております。（４）では、ワーキングチームの座長に事故がある時は、ワーキングチームの座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理するという規定がございます。これにつきましては、後ほど西村座長から御報告があります。

４．公開等につきましては、ワーキングチームは原則として公開となっております。さら

に、(2)で、ワーキングチームの資料及び議事録につきましては、会議の終了後、ホームページ等により公表するというので、本検討会での運用と全く同じになっております。簡単ではございますが、資料1-1の説明は以上です。

続きまして、資料1-2ワーキングチームの検討の進め方を御覧ください。本資料は、第3回の検討会で御了承いただいたものとなります。

ワーキングチームは、全部で4回の開催を予定しており、その検討結果を、最後の第4回ワーキングチームで取りまとめをして、本検討会に返すという流れになっております。具体的には、本日第1回ワーキングチームでは、カリキュラムの到達目標、そして、大学及び養成所における必要な科目、それから、外国の関連学校卒業者等の受験資格を検討することとしております。

本日、カリキュラムの検討につきましては、作業方針の確認をしていただいた上で、作業に着手していただくという流れになっております。そして、12月の作業時間を経て、1月の第2回ワーキングチームで検討会の報告書(案)としてインプットをお願いすることとなります。さらに、第2回のワーキングチームでは、国家試験・予備試験につきましても検討していただく予定になっております。

2月に入りまして、第3回ワーキングチームでは、受験資格の特例措置として、既卒者・在学者について、あと、講習会の内容等について御検討いただく予定となっております。その2月の下旬に、先ほど申し上げました第4回ワーキングチームで、検討会報告書(案)として取りまとめを行う予定でございます。下の方に、(参考)検討会の行がございまして、12月に第4回検討会が設定されておりますが、現任者の特例措置をここで検討する予定でございます。

現任者について、ワーキングチームではなく、検討会で検討することになった経緯ですが、第3回検討会で、この検討事項につきましては、臨床現場の実態により詳しい職能団体が構成員として参加しておられる本検討会で議論をするべきだろうという御意見を踏まえまして、本検討会の検討項目として整理をさせていただいております。

足早の御説明となってしまいましたが、資料1-2は以上でございます。

#### ○西村座長

それでは、質疑応答に移る前に、座長の代理について、御報告申し上げます。座長代理については、ワーキングチーム開催要綱に基づきまして、3.構成等(4)にワーキングチーム座長に事故がある時は、ワーキングチーム座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理するとあります。今回、ワーキングチーム座長代理は、水越美奈構成員をお願いすることにいたしました。水越構成員、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○水越委員

どうぞよろしく願いいたします。

○西村座長

それでは、事務局から今御説明があった内容について、御質問がありましたら、お願いいたします。ほぼ事務的なことだと思いますので、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次の議事に移ります。

## 議事（２）大学及び養成所において履修すべき科目等について

○西村座長

議事（２）大学及び養成所において履修すべき科目等についてですが、まず、第３回検討会において取りまとめを行いました資料２－１「愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」について、事務局から御説明いただき、御意見をいただきたいと思えます。事務局、よろしくお願いいたします。

○環境省（小高）

環境省の小高でございます。資料２－１について、事務局から御説明いたします。

資料２－１につきましては、「愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」となっておりまして、10月19日に整理したものでございます。

1. カリキュラム等の検討に対する考え方として、愛玩動物看護師が業として行う行為について、適切に実践できる能力を養成するとされております。

次に2. 愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能についてですが、獣医療と愛護・適正飼養分野に分かれておりますので、まず、獣医療の部分について、農水省の方から御説明いたします。

○農林水産省（中元）

御説明いたします。獣医療分野において求められる愛玩動物看護師の役割、知識及び技能につきましては、○が1つ目から4つ目までついております。

1つ目は、愛玩動物看護師は様々な業務を高いレベルで実現できることが期待されていること。

2つ目は、安全第一のサービスを提供するために、正確な知識や技術を備えていることが必要であること。

3つ目は、診療の補助については、診療の効率化に繋がるものであること。

4つ目は、看護については、しかるべき獣医学の知識・技能に基づき行われること。

こういったことが、求められることとして整理されております。こういった考えに基づいて、個々の行為の具体的な例として、それ以降に整理しております。個々の行為の説明については、既にワーキングチームの先生方は御覧になっていると思えますので、割愛させていただきます。注釈といたしまして、なお書きで、愛玩動物看護師が診療の補助を行う際の獣

医師の指示につきましては、獣医師の個別具体的指示を基本とし、あらかじめ獣医師による診療計画が立てられている場合や、心肺蘇生処置が必要な場合等については、獣医師の個別具体的指示を求めないという整理をさせていただいております。

続きまして、愛護・適正飼養分野につきましては、環境省の方からお願いいたします。

#### ○環境省（小高）

続いて、愛護・適正飼養分野で求められるものですが、7つほど要点が書いてあり、最後の7つめに具体的な業務の例が列記されております。

まず、1点目としまして、飼育者に対しての適正飼養に関する啓発・指導の役割を担うこと。

2点目は、ペット関連産業分野において、動物取扱責任者をはじめとした指導者的役割が期待されること。

3点目は、災害や動物介在活動、そして、栄養管理等の動物の暮らし方全般の体系的な知識を持って地域社会での役割を担うことが期待されること。

4点目は、公務員愛玩動物看護師として活躍すること。そして、それには人へのアプローチが重要となっていて、その専門知識を学ぶことが重要であること。

5点目は、トリミングや訓練等、各専門領域が存在する中、愛玩動物看護師が担う役割の部分は、それぞれの専門領域とその目的や到達目標との差別化を図った役割が求められることとされております。

最後に、動物愛護管理法の分野はもとより、人と動物が共生する社会の実現に寄与する幅広い素養を身につける必要があるということが言及されております。具体的な業務の列記は割愛させていただきます。

活動する分野を問わず求められるものについて、再び農水省さんの方にお渡しいたします。

#### ○農林水産省（中元）

活動する分野を問わず求められるものとして、2つ挙げております。

1つ目は、専門的な知識の下、チーム獣医療のメンバーと情報を共有し、飼い主との良好なコミュニケーションを図るための能力が求められること。

2つ目は、密接な関係にある「診療の補助」「愛玩動物の看護」及び「愛護及び適正飼養」のいずれについても、必要かつ十分な知識を学習していることが、求められるものとして整理されております。

最後に、カリキュラムの検討に当たっての留意点ということで、環境省の方から御説明をお願い致します。

#### ○環境省（小高）

この資料の最後になります。3. カリキュラム等の検討に当たっての留意点でございます。

1つ目から簡単に申し上げますと、まず、試験やカリキュラムのレベルは下げるべきではないということ。

また、今回専修学校等の養成所の修学期間が3年になったことも踏まえて、教育内容の高度化、充実化を図る必要があるということ。

そして、国家資格者ということですので、労務管理や企業法令遵守、コンプライアンスの部分についての理解をしておく必要があるということ。

そして、講習会についてですが、技術習得のための実習が必要であること。

そして、現行の認定動物看護師試験の受験資格校がありますが、そちらについては、附則第2条第1項の特例措置の対象とすべきものであること。

そして、これは現任者についての言及ですが、現行の動物看護師が国家資格の受験資格を得るための要件は、必要以上に厳しく設定しないということ。

最後に、授業や講習会の実施に当たっては、eラーニング等の活用も視野に入れることが、考え方として取りまとめられております。

資料2-1についての説明は以上になりますが、これに続いて、参考資料1から3までについて、農水省の方から御説明いたします。

#### ○農林水産省（中元）

ただいま御説明しました通り、今回ワーキングチームでは本検討会で整理をしました基本的な考え方にに基づき、これからカリキュラム等の御検討をいただきますが、その前に、その検討結果がどのような形で取りまとめられていくのかのイメージについて、過去の例について御紹介をして、御参考にしていただきたいと思います。とっております。

参考資料1「他資格の例（カリキュラムの到達目標、大学及び大学院における必要な科目（公認心理師）」を御覧ください。公認心理師という国家資格がございまして、ちょうど愛玩動物看護師の少し前に国家資格化された資格でございます。この資格においても、法律が公布されてから、施行に向けて検討会を立ち上げて、カリキュラムを検討していった経緯がございまして、本検討会でも議論の参考にしている検討会であり、これはそのレポートになります。

先ほどワーキングチームの第1回で御検討いただく項目として御説明したカリキュラムの到達目標と履修すべき科目につきまして、公認心理師の検討会も同じようにこの2つにつきまして、報告書という形で具体化されております。

その部分を抜き出したものが、この資料1ページから11ページまでになります。1ページから4ページまでが到達目標、5ページ以降が必要な科目となっております。それらをどのように記載しているかを、少しイメージを持っていただくということで、参考資料としてつけさせていただきます。中身につきましては愛玩動物看護師とかなり違っております。

ますので、このような2つの事項が検討会報告書で取りまとめられているということを御理解いただければと思います。

続きまして、参考資料2「他資格の例（大学及び養成所における履修科目、試験科目（言語聴覚士）」を御覧ください。

本検討会で履修科目につきましては、第1回から検討していくのですが、第2回の検討事項としまして、試験科目も検討していただくことになっております。その履修科目・試験科目を検討していただいたものは、最終的に愛玩動物看護師法では、告示又は省令という形で主務省が規定することになりますので、こういったイメージでそれが規定されていくのかというものを、議論を始める前に御説明いたします。

1. 大学における履修科目の定め方につきましては、愛玩動物看護師法では、大学において必要な科目を修めて卒業することが要件になっておりまして、この科目は主務大臣が規定するとなっております。

全く同じ条文の規定ぶりになっている言語聴覚士で、その科目をどのように規定しているかを示したものが、下の四角の中にも書いているものになります。2つ目の○を見ていただくと分かりますが、言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目ということで、告示として、言語聴覚士法ではこのような形で履修すべき科目が定められているということでございます。

1枚めくっていただきまして、もう1つ受験資格を得る方法としまして、愛玩動物看護師法では、養成所で必要な知識及び技能を習得するという方法がございます。その知識及び技能の定め方につきましては、御説明いたします。

1つ目の○の愛玩動物看護師法では、受験資格を得るためには、主務省令で定める基準に適合するものとして、都道府知事が指定した愛玩動物看護師養成所において必要な知識及び技能を取得することを要件としております。

具体的にその要件は、養成所の指定規則で定めることとしております。こちらでも言語聴覚士法で全く同じ条文の規定になっておりますので、言語聴覚士法ではどのように指定規則で定めているかをお示ししたものが、下の四角の中になります。

下の四角の中の別表第一を御覧ください。こちらが養成所の教育内容を示したものになります。先ほどの告示で示した大学の科目とほぼ同じ内容にはなっておりますが、1点だけ違うところがございます。こちらは単位数が規定されております。何を申し上げたいかというと、愛玩動物看護師法でも、言語聴覚士法でも、大学については、科目を規定することになり、養成所につきましては、科目に加えて、単位数、これは修業時間と言ってもいいと思いますが、こちらでも規定するということになります。従いまして、これからワーキングチームで履修科目を検討していただくに当たりまして、愛玩動物看護師法の養成所においては、履修科目も規定していくことを踏まえまして、そういった科目ごとの履修時間も御検討いただく必要があるということでございます。

続きまして、3. 試験科目の定め方について、御説明いたします。愛玩動物看護師法では、

試験は愛玩動物看護師として「必要な知識及び技能」について行うことと規定されております。また、同法では、具体的な試験科目につきましては、主務省令で定めることとしております。これも全く言語聴覚士法で同じ規定がございますので、言語聴覚士法での規定ぶりについて御紹介しているのが下の四角の中でございます。

四角の中の2つ目の○言語聴覚士法施行規則で、試験科目は次の通りとすると規定しております。

先ほど御説明いたしました履修科目と見比べていただくとよく分かると思いますが、言語聴覚士法では、試験科目は履修科目から基礎分野の科目と実習の科目を除いたものをほぼそのまま規定しているという規定ぶりになっております。これに則って、愛玩動物看護師法の試験科目を定めるとすると、これからワーキングチームでまず履修科目を定めていただきまして、定めていただいたものがほぼそのまま試験科目になるというイメージで想定しております。ただし、試験科目につきましては、第2回ワーキングチームの検討事項でございますので、改めて御説明させていただこうと思っております。

長くなりまして恐縮ですが、参考資料3を御覧ください。こちらは各国家資格で履修科目と試験科目と出題基準がどのように規定されているかを整理したものでございます。先ほどの参考資料2の説明と少し重複するところもございますが、御了承ください。

まず、履修科目につきましては、いろいろな国家資格がありますが、大きく2通りの定め方がございます。

医師と獣医師の国家試験につきましては、国が履修科目を指定せずに、「正規の課程」とのみ規定して、実際の細かなカリキュラム等は大学の方で決めております。それから、看護師、公認心理師、言語聴覚士、愛玩動物看護師もそうですが、こういった資格につきましては、国が科目を告示や省令で指定するという建て付けになっております。

真ん中の試験科目につきましても、大きく分けると2つに分かれると思いますが、医師、獣医師、公認心理師など、主に大学卒業が要件となるような国家資格につきましては、法律上、「必要な知識、技能について、これを行う」と、概要を示すのみで、特に細かな科目は指定しないという建て付けになっております。

1点、獣医師国家試験につきましては、獣医事審議会が行っておりますが、出題範囲としましては、獣医事審議会が作成しました出題基準を指定しております。これは、医師と公認心理師と違う点でございます。

残りの看護師、言語聴覚士、愛玩動物看護師につきましては、先ほどの御説明と被りますが、国が試験科目を指定します。

3つ目は、出題基準です。今回検討会を立ち上げるに当たりまして、各方面から、出題基準はどこが作成するのかと御質問をいただいたことから、ここで整理をさせていただきました。出題基準の定義ですが、試験の範囲とレベルを項目によって整理したものであり、ここが大事だと思いますが、試験委員が出題に際して準拠する基準と書いております。あくまでも、試験を作る側、具体的には試験委員、出題に際して使う基準という定義でございます。

こちらにつきましても、2つのグループの規定ぶりがございます、医師や獣医師、看護師といった国又は審議会が試験を行っているところは、審議会が出題基準を作ることになっております。

公認心理師以下の資格につきましては、指定試験機関が試験を行うこととなっておりますので、こういった場合は、指定試験機関が出題基準を策定するということになっております。

つまり、試験の実施主体が出題基準を策定するという建て付けになっておりますので、愛玩動物看護師法につきましても、指定試験機関が出題基準を策定することを想定しております。少し長くなりましたが、参考資料の説明は以上でございます。

○西村座長

ありがとうございます。それでは、御質問や御意見をいただく前に、中元さんに教えていただきたいのですが、単位数と履修時間の関係は定めがあるのでしょうか。

○農林水産省（中元）

先ほど参考資料2の2枚目、言語聴覚士法では養成所の規則には単位数が定まっていますが、実は、この欄外に注釈が大体付いておりまして、単位の計算方法は大学設置基準第21条第2項の規定の例によると書いておりますので、恐らく、それで時間と単位の変換をするということになっているのかなと思っております。

いろいろな資格の指定規則を見ても、全く同じような規定が表の欄外に付いておりますので、恐らくそこは間違いはないかなと思っております。

○西村座長

分かりました。では、今回作業を進める上では、養成所については最終的に単位数を決めるということになりますか。

○農林水産省（中元）

絶対に単位数でなければいけないというルールはないと思いますが、他の指定規則を見るとほぼ全て単位数で規定しておりますので、最終的に省令という形になる時には、単位数になるかと思っております。

ただ、認定動物看護師のコアカリキュラムをベースにどのお話が後ほど出てくるかと思いますが、認定動物看護師のコアカリキュラムは、科目毎に履修時間を規定しておりますので、まず時間で規定をして、その後に単位に変換するなど、その辺のやり方は御検討いただければと思います。

○西村座長

分かりました。ありがとうございます。それでは、今のことを含めまして、構成員の皆様に御質問・御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

ここは検討会でかなりしっかり検討していただいたことと、これまで決まっているやり方を踏襲するということなので、変えなくてはいけないところはあまりないのかなと思っていますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の資料について、事務局から御説明いただきたいと思います。事務局、お願いいたします。

#### ○農林水産省（中元）

それでは、事務局から御説明申し上げます。

まず、資料2-2「大学・養成所の履修科目等の検討方針について」を御覧ください。初めに、構成員の皆様のお意見をこのような形で事前に取りまとめをさせていただきました理由につきまして、御説明申し上げます。

本日の検討事項である大学・養成所の履修科目につきましては、先ほど資料1-2で御説明しました通り、次回ワーキングチームにおいて取りまとめを予定しておりまして、本日のワーキングチームにおいて作業方針を決定し、ただちに策定作業に着手する必要があると考えております。そこで、本ワーキングチームを開催するに当たり、座長へ御相談を申し上げたところ、作業方針については、あらかじめ構成員の皆様から御意見を聴取して、その意見を事務局で整理したものをもとに、今回の検討を進めてはどうかと御指摘がございました。

また、第3回検討会で構成員から履修科目については、認定動物看護師コアカリキュラムをベースとすることが最善との意見がございましたので、コアカリキュラムの活用についても、あわせて意見を聴取してはどうかとの御指摘をいただきました。これらを踏まえまして、事務局において資料2-2でこのような取りまとめをさせていただきました。

それでは、事務局から資料の内容につきまして、御説明申し上げます。いただいた御意見につきましては、意見の中身を踏まえまして、事務局の方で整理させていただいております。

##### 1. 認定動物看護師コアカリキュラムの活用について御説明いたします。

1つ目の○の通りで、履修科目等は「認定動物看護師コアカリキュラム」及び「認定動物看護師教育コアカリキュラム2019ガイドライン」、以下「コアカリ」と総称させていただきますが、これをベースに検討するのが合理的ではないかという御意見をいただきました。

コアカリの資料につきましては、本日の参考資料4、5として付けさせていただいております。適宜御覧いただければ幸いです。恐らく、本検討会に参加されている先生方は、カリキュラムについては精通されてございますので、詳しい説明は割愛させていただきますが、参考資料4は、コアカリキュラムの各科目の名前と時間数を規定したもので、参考資料5のガイドラインにつきましては、その科目毎に概要や、本検討会の検討事項でもあります到達目標について整理されたものでございます。この2つの資料をあわせて、現在、教

育機関のシラバス等を作成する際の御参考にされていると伺っております。

資料2-2、2つ目の○に戻りまして、コアカリは動物看護師が必要とする知識・技能を網羅的に学習できるカリキュラムであり、今回愛玩動物看護師法により新たに加わる履修内容も既に多分に含まれております。その内容についても検討、整理が進んでいるということで、今回、新たにいろいろな業務が愛玩動物看護師法では追加されるわけですが、そういったものも既に今のコアカリキュラムで網羅しているところがあるという御意見でございます。

3つ目の御意見としましては、コアカリは獣医療分野の業務を前提としたものであることから、適正飼養については、外形的にも明確に分かるようなカリキュラム構成としてゼロベースに近いところから検討してはどうかという御意見もございました。

続きまして、御意見を踏まえますと、コアカリを活用していくところは、恐らく間違いないのかなと思われましたので、コアカリを活用した場合、どのように修正していくべきかという御意見を、あわせて聴取いたしました。

まず、2. 獣医療分野に関する履修内容につきまして、1つ目の○としましては、現行のコアカリについて、不足している履修すべき科目、名称、分類、科目群のグルーピング、カリキュラムマップ、こういった構成などについて検討を加えていってはどうかという御提案がございます。

2つ目の○以降ですが、獣医療分野については、コアカリのどの部分を修正していけば良いかを具体的にいただいた御意見が列記されておりますので、適宜皆様の方で御覧いただければと思います。

3. 愛護・適正飼養分野に関しましては、環境省の方から御説明をお願いいたします。

#### ○環境省（小高）

環境省でございます。3. 愛護・適正飼養分野に関する履修内容については、6点ほど記載がございます。

1点目につきましては、動物介在活動、そして介在教育、介在療法、これらの技術提供や指導、これらの活動を行う際の人への影響に関するリスクマネジメントについては、充実した時間数や内容が必要であるという御意見がございました。

2点目は、災害時においてですが、飼い主への指導者としての役割を担えるようにすること、避難所や動物救援施設における運営等を積極的に行える人材育成という観点での御意見がございました。

3点目は、動物の適正飼養の観点ですが、関連法規の知識ばかりでなく、伴侶動物学、動物取扱業に関する知識といった、実務的な知識を学習させてはどうかという御意見がございました。

4点目は、学校飼育動物に関する助言、指導の実践といった御意見がございました。

5点目は、人間動物関係学とありますが、人へのアプローチということで、人の分野の心

理学や、高齢者セラピーという観点でも、高齢者心理学の部分についても、一般教養で学べる仕組みを作るべきという御意見がございました。

6点目は、具体的な科目群と学問の分野名が列記されておりますが、こういった体系的な形で既に御意見をいただいているところでございます。

4. 獣医療分野と愛護・適正飼養分野で共通する履修内容についても、引き続き環境省の方から御説明いたします。こちらは2点ございまして、1点目につきましては、先ほどの「基本的な考え方」のところでも触れられておりましたが、労務管理・企業法令の部分についての御意見です。知識として学習することは重要であるとした上で、そのボリュームについては、必要なところをピックアップして学習することが望ましいという御意見がございました。

2点目につきましては、コミュニケーションの部分ですが、動物病院での飼い主対応だけでなく、地域社会でも今後指導的役割が期待されることから、コミュニケーション力の部分については、実践力の養成を繰り返し行って、体得をすることが望ましいという御意見がございました。

5. 法に規定する「愛玩動物」以外の動物に関する履修内容についてですが、こちらも引き続き御説明いたします。

項目としては3つほどにまとめておりまして、それぞれが関連してくるのですが、1点目につきましては、「愛玩動物」以外のところで「産業動物学」や「実験動物学」「野生動物学」、これらは認定動物看護師のコアカリキュラムのところでも触れられてもいますが、こちらについては、履修すべき科目として必要なのかという検討が必要ではないかという御意見がございました。

4ページ目の上ですが、こちらも御意見としては類似しておりまして、産業動物、実験動物、野生動物の履修内容は、例えば、それぞれの時間は圧縮した上で、「比較動物学」と括弧で、科目を設定し、それぞれ実験動物系の資格取得や、産業動物の職域を目指す学生もいますが、そういったところを目指す場合は各学校の特色時間、コアカリキュラムでいうところの630時間の各校の特色時間のところで学習するのが望ましいという御意見がございました。

3点目は、今申し上げたようなそれぞれの動物学の関係について、うまく整理できないか検討してはどうかという御意見がございました。

残すは6. 7. ですが、それぞれ農水省の方から御説明お願いいたします。

#### ○農林水産省（中元）

6. 実習の内容についてですが、1つ目の○としまして、実習の内容につきましては、コアカリでおよそ整理済みであるということで、これ以上あまり細かい規定を設定しない方が良いのではないかという御意見がございました。

2つ目は、コアカリの座学の部分はあまり手を付けなくても良いのではないかというこ

とですが、習得能力ベースの実習を充実させる方向性が望ましいという御意見がございました。

3つ目は、今回獣医療の一部に加わった業務の基礎的知識と技能につきましては、既にコアカリには備わっているが、技能の修得に関しては、習熟度を高めることが大変重要だということで、実践的な実習内容の充実が求められるのではないかと御意見がございました。さらに、生体を使用することが大きく制約される昨今の情勢を踏まえまして、代替法、具体的にはシミュレーション教材の活用などを含めた、具体的な方策が求められるという御意見がございました。

4つ目は、実践的な臨床能力を習得するには、動物病院での実習が不可欠になるという御意見がございました。

5つ目は、愛玩動物看護師が獣医師の診療補助を担当することになるということで、習得技能の担保を目的とした臨床能力を客観的に評価する仕組み、いわゆる動物看護師版OSCEを求められるように思いますが、その点について既に検討されているのかという御質問がございました。

6つ目は、これも先ほども出てきた話ですが、技能は即実践できることが望ましいが、無資格の学生には生体での技術習得は不可能であることも含めて、国家資格取得後に技能力向上の講習を日本動物看護職協会や諸団体で行う、もしくは、教育機関の卒後教育を行うことも一案と考え、国家資格カリキュラムでの技能の到達目標を定めることが最善ではないかという御意見がございました。

7つ目は、先ほど具体的な御意見だと申し上げましたが、実際に診療の補助としまして、マイクロチップが愛玩動物看護師の業務として追加されましたので、それを踏まえて今のガイドラインの到達目標「3. 診察補助」、具体的にはガイドラインの20ページにございますが、これに「マイクロチップ装着手順を修得し、実施できる」と追加してはどうかという御意見がございました。

最後に、「動物看護総合実習」の到達目標については、コアカリガイドラインでは示されていないということで、新しく作成する必要があるのではないかと。また、作成するに当たっては、一般社団法人全国動物教育協会が作成した「認定動物看護師分野実習ガイドライン」を参考にしてはどうかという御提案がございました。この実習ガイドラインにつきましては、本日、構成員の皆様のお手元に御用意しております。

次に7. その他の御意見としまして、御説明申し上げます。

1つ目の○としまして、全ての科目に対して、獣医学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性を図る必要があるのではという問題提起がございました。

2つ目以降は、主に策定作業の進め方についての御意見ですが、まず2つ目、策定作業は履修科目毎に作業分担はせず、各構成委員が全体を確認し、必要に応じて各構成員から構成員以外の者、例えば、各科目の専門教員等に確認を行った上で、修正を行ってはどうかという御意見がございました。

3つ目は、愛護・適正飼養分野の科目については、新しく追加する科目になるのでボリュームが見通せないということで、獣医療分野の履修科目のボリュームを見て、そこのバランスを取りつつ、検討を進めてはどうかという御意見がございました。

最後に、4年制大学、専門職短期大学、専修学校において、国家試験の受験に必要な履修科目に関する教育の総時間数をどこまで増やせるかについて、目合わせが必要ではないかという御意見がございました。

事務局からの御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○西村座長

ありがとうございました。進め方として、認定動物看護師コアカリキュラムがありますので、これをベースにしていくことには御異論がないのかなと。中身を拝見しましても、御苦労があったと思いますが、かなりしっかり作られているなという印象がありますので、それに加えていく、場合によっては削らないといけないところが出てくるかもしれませんが、これをベースに行っていくことについては、こ御了解をいただけるのではないかと考えております。

細かいところは、これから策定をしながら、御意見を頂戴しながらということになると思いますが、今までの説明につきまして、御質問や御意見がございましたらお受けしたいと思います。

#### ○東海林委員

日本愛玩動物協会の東海林でございます。先ほど西村座長も御質問されていましたが、単位数、あるいは、時間の考え方をまず明確にしておいた方が良いと思い、質問させていただきます。

5ページの7. その他にもありますように、全体のボリュームがまず分かって、その中にどれだけはめられるかが分からないと、一体どのような科目を入れることができるのかという可能性が検討できないと思います。

そのボリューム枠ですが、実は、単位と授業時間はいろいろな解釈がまかり通っていて、大学で言いますと、90分授業を15回行くと2単位取得ということになっています。そうすると、1.5時間掛ける15回で22.5時間ですが、文部科学省の規定上は90時間勉強したことになります。授業は22.5時間しか行っていないのに、文部科学省は2単位取得すると90時間勉強したことにしているということになっています。事前・事後学習も入っているので、それだけ増えているということと、アクチュアルな時間と単位の計算上の時間は、掛ける4分の3をするというのが通例になっています。それを文部科学省が認めている認めていないという解釈も間々あったりして、コアカリは時間数で書いてあるけれども、言語聴覚士の方は単位数で書いております。この辺をきちんと決めておかないと、科目を割り当てられないのではないかと考えております。

いろいろな文部科学省の通達にも出ておりますが、2単位90時間、ただ、90時間の内、授業時間は2単位ですと30時間から45時間で良いと。多分、30時間でも各大学では、アクチュアルの時間ではなく、単位計算上の時間という便宜上の解釈を取っているのです、4分の3を掛けて22.5時間になっているという。そういうこともありますので、ここを決めることがスタート地点になるのではないかと思います。この辺をどう整理される予定なのか、現時点でのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

#### ○石岡委員

日獣大の石岡です。今、ちょうど東海林先生が御指摘された点、かなり要点を御説明いただきありがとうございます。

実際、このコアカリキュラムを作った時に、まさにそれが一番直面した部分で、大学は単位制で動いていますが、専修学校の場合、単位も使いますが、どちらかと言うと、時間数、いわゆる授業時数を使っているケースが多かったので、そこでどう整合性を取るかという問題がありました。このコアカリは、下の注1のところに書いてありますが、時間数は、専修学校においては授業時数、大学においては単位制の定める学修時間とするという規定となっています。つまり、専修学校では実際の授業時間に相当し、大学の場合は単位の中での、いわゆる予習・復習を含めた学修時間の計算になっています。

そうすると、実際は、予習・復習を合わせると、大学の実際の授業をやる時間そのものが短くなりますが、短い分だけ大学がやっていないかということ、そういうわけではありません。この辺りは根本的な大学と専修学校の教育のコンセプトの違いです。今お配りしましたのは、この辺の作業を行った時に作成した資料を少しだけ直したものです。大学はやはり学問的なことを教えるというところがあり、実務的な部分をさらに掘り下げたようなことも授業では行います。専修学校の場合は、もちろんそういった部分も行いますが、実務的な部分を重視して、繰り返し学習を行うこともあると伺っておりますので、単純に同じ時間で、同じ内容を行うということにはどうしてもいきません。それでこういった両方の時間の読み方をするようなケースを取った経緯がございます。

この表は、実際に大学や専修学校が、コアカリをどのような感じで教育体系の中に取り入れ得るかという状況を表しています。動物看護の教育自体が赤の部分だとすると、その中にコアカリキュラムをいずれも含むということになります。大学の場合は、微生物など公衆衛生や基礎系の実習も含めて行いますから、実は、コアカリキュラムの中に入っていない部分も動物看護教育に含まれていて、その中にコアカリキュラムを包含しているという形になります。

それ以外の独自教科や一般教養なども合わせて4年間、専修学校も3年制になって実務系の独自教科、恐らく英会話やパソコンの使い方といったものもある程度加えて3年間ということかと思えます。コアカリキュラムはこれを作った時も、あくまでどういった内容のことを勉強するかをベースに作成しております。ですので、時間数に関しては、

そのようにフレキシブルな取り上げ方をしています。今回、先ほど大学と専修学校で単位の提示の仕方が違うというお話がありました。大学では科目名のみの提示で単位/時間数は提示されないということなので、専修学校で実施する際の目安を検討するということがよいのではと思います。その辺はいかがでしょうか。

#### ○東海林委員

矢継ぎ早で申し訳ありません。石岡先生がいろいろと教養科目についても触れられたので、関係するので、簡潔に発言させていただきます。

実は、どこの動物専門学校も大学もそうですが、石岡先生がおっしゃられたように、基盤科目、昔で言う教養科目的なもの、そういったものを設けているところが一般的になっています。

ですから、先ほどの総時間というのも、そういった基盤科目、教養科目的なものを残しつつ、専門科目的なものとしての看護師の国家試験を受けるための勉強の時間ということになりますので、実は、専門学校の場合、3年間の勉強の時間の内、何割か削られたところにコアカリキュラムがはまらなければいけないというところがあります。逆に考えると、コアカリはコアカリだけを議論するのか、それとも、愛玩動物看護師としての一般的な素養といったことまで含んだ教養科目的なことまで考える必要があるのかということにまで絡んできますので、発言させていただきました。

#### ○西村座長

ありがとうございます。今回の場合は、履修科目と試験科目がかなり一致するということが最終的にあります。要するに、試験に出るところをここで決めて、それ以外の独自のところは独自にやっていただくという考え方で良いかなと思います。大学の場合、単位を出さなくても良いので、そこはあまり考えなくても実際には良くて、専修学校・養成所のためのところを作っておけば、大学はそれにフレキシブルに対応できるという考え方で良いと思います。

あとは、トータルの時間が何時間できるのかは、最初に聞いておかないといけないと思います。お聞きしたところでは、1,650時間が2年ですので、その2分の3倍ぐらいかなと私は聞きましたが、それで本当に良いのかというのをまず決めておく必要があると思います。また、どの分野に何時間、何分の1を充てるのかは、東海林先生も言われたように、なかなか見通せないところがあります。最初にそのように進めた方が良いのかなとも思いましたが、見通しができないので、逆にまず御意見をいただいて、案配を考えていく方が良いのかと思います。

特に、愛護・適正飼養の分野は新しいところが結構入ってくるかと思しますので、今まで気がついていなかったところが結構重要になるかもしれません。その時点で考えた方が良いのかなと。最初からこの分野な何時間というふうに決めてやっていくと、かなり窮屈にな

るのかなと思います。

○東海林委員

私も全く同じ考えです。ただ、途中段階で整理をするのに、総時間の枠が幾らかということ整理しておかなければいけないというところで、発言させていただきました。

○西村座長

事務局としては、大体どのぐらいの時間と考えて進めていけば良いと考えているのでしょうか。

○農林水産省（中元）

実は、事務局としても、この時間でなければいけないというのは想定ができておりません。1つの目安ですが、他の国家資格でも3年制の養成所で単位時間が定まっておりますので、そういったものを先生方に提示させていただいて、検討の材料にさせていただくというのが一案かなと考えております。

○本田委員

ヤマザキの本田です。私の大学は、専門職短期大学という形で4年制ではなく、3年制で履修を終えて、試験を受けるという形になります。

先ほど中元様より御説明があった愛玩動物看護師に産業動物、実験動物、野生動物に割いているコアカリキュラムの時間数を検討してはどうかという意見が幾つか出ているということでした。私も、西村座長がおっしゃるように、ある程度時間を決めてやっていくべきだと思いますが、あまり最初から細かくこれがなければいけないというよりは、今言った時間の大きな括りができれば良いかなと思っています。

それから、この検討会が4回しかありませんので、このその他の2つ目の○のところ、また各ところで持ち帰って、その担当の先生の意見を聞くということをやっていますと、非常に時間的なものも出てきます。そのため、このコアカリキュラムを中心に、また、愛玩動物看護師に必要なところについて、もう少し詰めて行っていくということで、石岡先生もおっしゃられたように、うまく時間的に養成所と大学が整理されていると思いますので、意見としては、時間が限られた中で、時間数も検討していきたいという意見です。

○西村座長

ありがとうございます。4回ありますが、4回全部使えませんので。

○水越委員

日獣大の水越です。獣医療の分野の履修と、愛護・適正飼養分野の履修と、今のところは

便宜上分けてありますが、重なる部分も多いと考えております。また、特に愛護・適正飼養分野に関しては、新しいというか、これから看護師として期待される分野ということもあるので、ここに人の分野の心理学や、高齢者心理学、様々なものが入っていますが、コアカリキュラムということで考えると、やはり動物看護師としてどこまで担うのかがはっきりしないと、当然項目が広がっていただけだと思います。

例えば、AAA、動物介在療法、動物介在活動の部分ですが、実際、私はこの部分を大学で教えていますが、動物介在療法や動物介在教育は、主体は医療関係者、医師や理学療法士であり、彼らが対象者、つまり人に関わるわけです。我々、獣医療の人間が何をするのか、何が大事かというところ、公衆衛生や、動物の適正評価、つまりどういう動物が向いているかや、そういう動物を選択するところの部分だと思います。

提示された資料の○の部分だけを見ると、全てを網羅しているような書きぶりですが、実際に動物看護師が動物介在療法を行いますといった時に、その目標や到達目標を決めることはできません。これは医療の人が決めるわけです。ですので、動物看護師として、どこまで必要かというところをきちんとしておかないと、項目の中身がすごく広がるだけ広がってしまうという懸念があります。コアカリキュラムとして、必要なものは何かをきちんと踏まえないと、科目や内容は決められないかなと思います。

先ほど言いましたが、動物介在療法に関しましても、公衆衛生は獣医療の分野にも含まれています。また、適正飼養のところにも動物行動学とありますが、動物行動学も獣医療に含まれる部分と、適正飼養にも含まれるといったように、またがる部分もありますので、そういうところを考えつつ、実施のコアカリキュラムを作っていく必要があると考えます。

#### ○西村座長

ありがとうございます。言葉の整理をしておきますが、コアカリや、カリキュラム、履修科目といろいろ出てきていますが、ここで決めなければいけないのは履修科目です。コアカリという言葉を使うとかなりごちゃごちゃしてしまうので、ここでは履修科目を決めるということで統一させていただきます。コアカリとなると、アドバンスはどうするかという話も出てくるので、ここでは履修科目ということで整理させていただきます。

他にいかがでしょうか。いろいろとやりたいことがたくさん出てくると思いますので、それに1つ1つやっていくと10年経っても終わらないということになりかねません。そこはある程度案が出てきたところで、必要なところを整理していくところかなと、個人的には考えております。

#### ○石岡委員

先ほどの水越先生のお話への追加になりますが、確かに、適正飼養と臨床の動物看護で重なるところが結構あって、栄養学や法規などもそうかもしれません。そういうものは共通科目、あるいは、基礎共通科目という扱いにした方が良いのかなと思います。

もしこれらが両方にあつたら、実際には重複する内容を別の科目で教えることになったりするので、栄養学や行動学のような科目はそれぞれ1つの科目として首尾一貫していた方がカリキュラムとしては良いと思っています。

先ほどの産業動物などの辺りに関してですが、認定動物看護師のコアカリを作った時にも議論がありました。この時の議論としては、基本的には犬・猫が対象なので、全般的には扱わないけれども、総論だけは学ぶとしています。その理由は、動物の専門家としては、一般の人たちよりは実験動物や産業動物のことも知っていてほしい。それによってコミュニケーションの質も変わってくるだろうということと、他の動物のことも知っていることで、犬や猫の位置付けについてもより理解が深まるということなどです。私は良い名前が浮かばなかったのですが、意見の中にも出てきた比較動物学といったようなタイトルの中で基本的事項のみ学ぶ履修科目を設定する。実際にそれをどこまで広げるかは、例えば、学校によっては野生動物に力を入れている学校や、産業動物に力を入れている学校があつたりするかもしれませんが、そういうところは各校のカラーに合わせてそれぞれ広げると良いと思います。ただ共通の履修科目としては、そういう形で最小限の部分があつた方が良いと考えております。

#### ○西村座長

おっしゃる通りかなと思います。愛玩動物看護師というのは、愛玩と付いていますから、そこはフォーカスする必要があると思いますが、今石岡先生がおっしゃったように、その他の動物のことも知っているというのは、看護師としての能力としてすごく重要なことが出てくるかもしれません。あとはバランスですよ。どのぐらいのバランスにするかというのは、何回も言っているかもしれませんが、ある程度案が出てきたところで、でこぼこをならすという方が良いのかなと思っています。他に御意見はいかがでしょうか。

#### ○東海林委員

意見としても書かせていただきましたが、認定機構さんのカリキュラムができた時は、適正飼養や動物愛護がどれだけ盛り込まれるかが曖昧のまま、つまり、関連的な分野として多分考えられておられたと思います。今回は、法律上、明確に3本柱の1つ、獣医療、看護、愛護・適正飼養というところですので、水越先生もおっしゃられたように、将来的にいろいろなポテンシャルを持ち得るかもしれないといったような面白さもある分野ですので、履修科目、科目群を整理する上で、ジャンル分け上、科目群、領域といった味付けが出るような整理の方が良いのではと思っています。

認定機構さんのやつは、基礎、応用、臨床と分けていますが、法律の目的に従って、獣医療補助、看護、それから適正飼養といったものが分かる形の方が、法律の趣旨に沿った履修科目になると思っています。

それから、石岡先生のお話と重なるところがありますが、各大学、各動物専門学校で、教

育のそれぞれのオリジナルな教育があるかと思います。履修科目を定めて、それで大体9割方授業時間を使ってしまうと、各大学、各動物専門学校オリジナリティを発揮できないと思います。そういった意味では、確かにいろいろな科目を組みたい気持ちはやまやまですが、そこをぐっとこらえて、必要最小限にする。各学校でいろいろなことを考えられたり、うちの学校はこの科目を手厚く学べるとか、ここにはないけれども、別にこのようなものを用意しているといったり、海外実習を用意している学校もいらっしやったりします。そういった意味で、西村座長もおっしゃっておられることですが、本当に余裕のある履修科目の選定が必要になるかなと思っております。

#### ○西村座長

ありがとうございます。資料2-2にありますように、履修科目については、獣医療分野に関するもの、愛護・適正飼養分野に関するもの、それから共通するものという柱でコアカリを組み替えていくという形になると思います。

コアカリの方を見ると、この時間数プラス680時間、2,280時間となっておりますので、割とぱつぱつんだと思いますが、余裕を持たせたところの設計をされていると思います。その部分を使っていただければ、東海林先生がおっしゃられたところではできるのかなと思います。

養成所と大学では、大分考え方も違ってくるでしょうから、その辺も考えると、土台としてはこれを使っていくということで、そんなに問題なくいけるのではないかと思っています。

#### ○東海林委員

重ねて申し訳ありません。獣医療、看護は主にペットを対象に勉強する学問分野になりますが、愛護・適正飼養は、やはり人を対象にする、社会を対象にして、ペットとの関連を勉強するという、スタンスで大きな違いがあるかと思います。それから、もう1つ大きな違いは、確かに、学説が違えば獣医療学や看護学は変わってきますが、世の中の時代の変化に応じて、適正飼養や愛護の内容、あるいは勉強しなければならない範囲もドラスティックに変わったりするところが、大きな違いだと思います。

今日、机上に配付させていただいたものとして、日本愛玩動物協会で行っております愛玩動物飼養管理士の1級、2級のテキストをお持ちしました。適正飼養と愛護の勉強をしていただくための資格のテキスト、教科書になります。実は、毎年、時代の変化、いろいろな学説を含めて、変化を捉えて、追加をどんどんしてきまして、40年の間にこれだけのものに膨れ上がってしまったものです。

典型的な例で言いますと、例えば、人と動物の関係学で、動物観の話やペットロスの話は、20年前30年前はありませんでした。それから、シェルターでも、群管理という考え方が出てきて、それはワイルドライフマネジメントの考え方に繋がるところがあつたりもします。

そういった意味で、そこに気を付けながら、愛護・適正飼養の方の具体的な科目構成を考えていかなければいけないと思っています。決して、私どもの愛玩動物飼養管理士の教本の内容が愛護・適正飼養の全てではないのですが、これをさらさらと見ていただくと、何かヒントになるものが得られるのではないかとこのところで、今日お持ちしております。

○西村座長

ありがとうございます。他に何か御意見はございますでしょうか。

本日、幾つかの御意見をいただきましたが、認定動物看護師コアカリキュラムを活用することにつきましては、皆さんの共通認識として確認できたと思います。

私から、次回ワーキングチームに向けて1つ提案がございます。本日いただいた御意見を踏まえまして、事務局の方で履修科目等の検討方法を整理いたします。それで、認定動物看護師コアカリキュラムの原稿と共に、皆様にメールでお送りすることにいたします。特に科目毎の作業分担、ワーキングチームの皆さんの分担を行わず、各構成員の方でコアカリキュラム全体を確認していただいて、必要な修正を加えていただくという感じです。その時に、一応総時間がこのぐらいということを考えながらやっていただくとは思いますが、あまりそこに縛られることなくということで作業をしていただきたいと思います。

必要に応じまして、各構成委員の方々が、そのグループの方、専門のところに確認や相談していただくことは全く構いませんし、逆に積極的に行っていただいて良いかと思えます。このような形で進めさせていただきます。その上で、修正原稿を事務局の方で回収させていただきます。検討会報告書（案）として整理し、次回ワーキングチームで精査を行いたいと思えます。

いかがでしょうか。結構タイトな作業を皆様をお願いすることになりますが、適宜、途中で意見交換の必要があれば行うということで、進めさせていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、作業の進め方について、農林水産省と環境省の方から何かコメントがございませんでしょうか。

○農林水産省（中元）

御審議ありがとうございます。本日いただいた御意見を踏まえた検討方針と修正の原稿につきましては、事務局から後日皆様にメールで送付申し上げます。

御説明申し上げるのを忘れておりましたが、修正用原稿につきましては、本日お付けしております資料2-3「検討会の報告書（案）イメージ」ということで、検討会の報告書には履修すべき科目と、到達目標について、このような形で記載させていただければどうかというイメージを付けております。修正原稿につきましても、こういったスタイルに加工した上で、原稿として皆様にお送りさせていただきます。

締切につきましては、座長に御相談の上、あらためて御案内させていただきます。次回の

ワーキングチームは1月8日ということで、恐らく年末のお忙しい時期に御提出をお願いすることになるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○西村座長

すみません。皆様に大変な作業をお願いすることになりますが、これからの愛玩動物看護師の教育、国家試験はこれが基本中の基本になるので、しっかり決めて、今後、何年か後に改定ということはあるかと思いますが、今の段階でしっかり決めてスタートしたいと思います。ぜひご協力のほどよろしく願いいたします。それでは、次の議事に移ります。

### 議事（3）外国の関連学校卒業者等の受験資格について

○西村座長

議事（3）外国の関連学校卒業者等の受験資格について、事務局から御説明お願いいたします。

○農林水産省（中元）

。事務局から御説明申し上げます。資料3「外国の関連学校卒業者等の受験資格認定（対応の方向性案）」につきまして御説明申し上げます。まず、海外でどのような動物看護職の資格があるか現状を御説明申し上げます。

1つ目、動物看護職の公的資格制度につきましては、皆様御存知の通り、既にアメリカ、イギリスにおいて1960年代から運用されております。アジアにつきましては、本邦の愛玩動物看護師法が令和元年6月に公布されました。その2カ月後に、韓国においても公的資格制度が創設されたと聞いております。

2つ目、具体的に米国の制度について御説明申し上げます。米国では、各州の法令に基づき、各州の獣医事委員会が主体となって、資格認定をしております。12年間の初等・中等教育終了後、専門学校、大学などで米国獣医師会の認定プログラムを修了し、米国州獣医事委員会協会が実施する国家試験に合格することで、公的資格を取得する方法が一般的だと聞いております。日本の愛玩動物看護師制度についても、これに近いものだと認識しております。

次の英国につきましては、11年間の初等・中等教育終了後、2つほど資格取得ルートがございます。1つ目が、王立獣医師協会が認定した教育機関と提携する職業訓練施設で実地研修を2年間受けて、資格を取得する方法、いわゆる職業訓練制度があると聞いております。2つ目は、米国と同じように王立獣医師協会が認定した大学の課程を修了し、学位を取得して同時に資格を取得する方法があると聞いております。

具体的な各国の例として、参考資料6に付けております。イギリスとアメリカ、オーストラリアなどを御紹介しておりますが、これは適宜御覧いただければと思っております。

続きまして、外国の学校を卒業した方の受験資格認定制度が国内でどのようななっている

るかを御説明申し上げます。

まず、身近な例として、獣医師につきまして、外国の獣医学校卒業者に対しまして、獣医事審議会が日本の獣医大学卒業者と同等以上の学力・技能を有する者と認定をし、国家試験の受験資格を付与する仕組みがございます。具体的には獣医師法第12条第1項第2号に書いてあります。どのような認定方法を取っているかと申し上げますと、具体的には、外国の獣医学校における履修内容、履修時間、教育水準等を総合的に勘案した上で受験資格を付与しているということでございます。

3つ目としましては、医師、看護師でも同様の受験資格認定があると承知しております。

参考資料7に獣医師の場合と、参考資料8に医師と看護師の認定制度についてお付けしておりますが、獣医師の認定制度につきましては、簡単に御説明いたします。

参考資料7を御覧ください。外国の獣医学校卒業者の国家試験受験資格の認定基準ということで、下の方に出典が書いてございますが、こういった申請手続きについて、毎回獣医事審議会で御案内をしております。

認定基準としましては、まず、国家資格制度が法制度上担保されているということが必要となります。学校の修業年数としましては、日本の高等学校を卒業した者に相当するとされております。学校の教育年限につきましては、全課程で5年制以上、または教養課程を修了した者を入学対象としており、専門課程のみで4年制以上といったものを、必要条件として規定しております。

学校卒業による資格取得等の可否につきましては、卒業により、当該国における獣医師免許の資格取得ができる、または、その後の獣医師試験の受験資格が取得できることを要件として規定しております。

履修範囲につきましては、日本の獣医師国家試験に出題される科目と同等以上であることとしております。履修時間につきましては、専門課程の履修時間は2,970時間以上であると規定されております。当然、国家試験は日本語で行いますので、日本の高等学校を卒業している、または、日本語能力試験1級の資格を有しているという要件も課しております。こういったことを確認できる資料を出していただき、獣医事審議会が認定行為を行うということがございます。

資料3に戻っていただきます。最後に、そういった海外の状況、獣医師の受験資格認定制度の運用を踏まえまして、事務局としての方向性のお伺いはそこに書いております通り、外国の獣医学校卒業者の受験資格認定制度が長く運用されておりますので、これを参考に今後決定される愛玩動物看護師の履修すべき科目、履修時間等を踏まえて、法第31条第3号に定める学校、養成所又は免許の要件について定めることとしてはどうかということをお伺いしたいと考えております。事務局からは以上でございます。

○西村座長

ありがとうございます。それでは、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。獣

医師の場合は、年間何人ぐらい外国の学校を卒業した方が受験されていますか。

○農林水産省（中元）

私が承知している感覚ではそんなに多くありませんが、大体1人か2人は申請の時期に申請をされているようです。正確な数字が必要でしたら、また御報告いたします。

○西村座長

（首を横に振る。）いかがでしょうか。これは法律で決まっていることですから、決めないといけないということです。今説明があったように進めるということで、外国の関連学校卒業者等の受験資格認定の対応の方向性案については、案を取らせていただき、次回、ワーキングチームの資料となる報告書（案）に記載することとしたいと思います。

ありがとうございます。それでは、本日の議事は以上になりますが、全体を通して何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局（東）

皆様、長時間の御議論ありがとうございました。なお、第2回のワーキングチームは、来年1月8日金曜日を予定しております。以上をもちまして、本日のワーキングチームを閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上